

令和元年度（2019年度）第3回 北海道大規模小売店舗立地審議会第5部会 議事録

1 日 時 令和元年（2019年）7月3日（水） 14時00分～15時00分

2 場 所 十勝総合振興局 2A会議室

3 出席者 以下のとおり

(1) 委員及び特別委員

部会長	波岡 和昭	((株)街NAM I 代表取締役)
副部会長	小林 聖恵	(帯広大谷短期大学専任講師)
特別委員	島野 治人	((株)根室市観光開発公社専務取締役)
特別委員	鈴木 恵子	(鈴木徹建築設計室 一級建築士)
特別委員	富山 和也	(北見工業大学地域未来デザイン工学科 助教)
特別委員	金子 ゆかり	(有)金子設計事務所 一級建築士)

(2) 事務局

十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課長	中上 貴恵
十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係長	山口 将司
十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係主任	森越 愛
オホーツク総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係主事	小原 佑介
オホーツク総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係主事	鬼塚 遥菜

4 傍聴者 なし

5 審議事項

- ・ 「ツルハドラッグ広尾店」(広尾町)の法第5条第1項(新設)の届出について

6 議事要旨

- (1) 「ツルハドラッグ広尾店」(広尾町)の法第5条第1項(新設)の届出について、事務局から「ツルハドラッグ広尾店」に関する届けについて、届出の概要説明及び5月28日に開催した事前説明内容の再確認を行った。

ア 事務的説明における確認事項

- ・ 出入口①、②を一つの出入口として中央部分に設置することの可否。不可の場合の設置位置の考え方(経緯)や安全性なども含めた今後の対応について

国道側に2カ所の出入口を設けた経緯としては、町の主要道路であり交通量が多いことや駐車場台数も多いことから、国道側から多くの利用者が入出庫することを想定し、北海道開発局より了承いただいたもの。国道側の出入口を一カ所とし出入口①と②の間に設けることとした場合、搬出入車両と来客車両が同じ出入口を利用することによる車両の集中、搬出入車両の駐車場内走行距離が長くなること、左折・右折入出庫車両が輻輳すること等を考慮したもの。搬入車両は、店舗北側の荷さばき所のみを利用するため、出入口①のみに利用を限定し、入庫後は左折し荷さばき所へ向かうこととなるため、駐車場内を走行することは無い。対して出入口①を利用する来客車両は右折して走行すること、また出入口①前に3台程度の来客車両スペースは

あるものの、通常よりも車路を広く設けている（南側駐車スペースは7対して11対）ことから、搬出入車両の出入りの際にも安全性を確保した設計となっている。身障者用スペースについては、店舗エントランスと出入口に近く利便性を確保した設計となっており、安全性については上述のとおり通常よりも車路を広く設けることにより確保していることを確認。加えて、搬入業者に対しては、来客車両を優先させることや入出庫の際の安全確認の徹底の周知を行い、安全確保を第一に運営。

右折入出庫禁止としても右折入出庫する車両が発生することが予見される事に関し、店舗としては、搬入業者への徹底とともに、お客様に対する看板や路面標示による注意喚起を行うこと、開店時や販促時のチラシに来店経路を掲載すること、更に開店時等混雑が予想される日には交通整理員を配置し交通誘導を行うことにより、来店者に協力いただきながら安全に店舗運営をしていくことを確認。

万が一店舗開店後に出入口設置位置が原因で交通安全を脅かす状況が発生した場合には、必要な対策を講じることを確認。

・ 光害対策についての考え方

外部照明については、店舗営業終了後は速やかに消灯する。明るさは10ルクス程度（上映前の映画館程度の明るさ）に抑え、設置については場内に向けて設置、更に虫が好む紫外線をカットした低誘虫照明を採用する計画。万が一照明が原因でトラブルが発生した際には地域住民等のご理解を得ながら対策を検討していくことを確認。

イ 質疑、発言

(部会長)

- ・ ただいまの説明について、意見等はないか。

(委員 A)

- ・ 出入口③に関し、ピーク時の入庫台数が①②より多い。南側に高校があることから、出入口における混雑時の安全確保など、学生の通行へ配慮していただきたい。

(委員 B)

- ・ 夜間照明による害虫発生など、周辺住民への生活環境問題が無いよう、清掃も徹底していただきたい。

(部会長)

- ・ 周辺住民の生活が大きく環境が変わることの無いよう事務局も注視していただきたい。

(事務局)

- ・ 今後問題が発生した場合には適切に対応するよう届出者に伝える。

(部会長)

- ・ 他に発言はないか。なければ、「ツルハドラッグ広尾店」の新設の届出については、「意見なし」とし、別紙のとおり答申することで良いか。

(全員)

- ・ 異議なし。

(部会長)

- ・ それでは、別紙のとおり答申することを決定する。

(2) 事務局から、次回の部会開催予定について連絡を行った。

7 審議会資料等

審議会答申文及び審議案件に関する概要は、別添のとおり